

令和6年8月9日
社会福祉法人葛飾会
理事長 福本俊一

介護職員等処遇改善加算等に関する厚生労働省老健局長による令和6年3月15日付けの文書「老発0315第2号」に従い、次のとおり公表します。

1. キャリアパス要件Iについて

イ 介護職員の任用の要件について

ヘルパー2級、初任者研修修了者、その他同等以上の資格を有する者とします。
グループホームかつしか苑では、葛飾区生活介護員養成研修修了者も含みます。
技能実習生は、介護の資格は問いません。
リーダーは、本人の意欲・経験・実務能力・勤務実績から任命しますが、資格を問いません。
夜勤対応できる常勤職員で資格を有する者は正職員とし月給制、他の職員は無期雇用職員とし時給制とします。

介護職員は次の各施設に配属されます。

- ・特別養護老人ホームかつしか苑（従来型）
- ・特別養護老人ホームかつしか苑亀有（ユニット型）
- ・グループホームかつしか苑
- ・第2かつしか苑グループホーム

ロ 介護職員の賃金体系について

賃金は基本給・手当・賞与とします。

手当は該当者に対して支給します。

月額固定：特殊業務手当・処遇改善手当・居住支援特別手当・住宅手当・家族手当・通勤手当（常勤者）・資格手当・リーダー手当

実働によるもの：夜勤手当・深夜勤手当・皆勤手当・時間外労働手当・通勤手当（非常勤者）

賞与は年2回、夏と冬に支給します。

基本給・手当・賞与の金額、手当の種類は施設ごとに異なります。

これは、特別養護老人ホーム（従来型）・特別養護老人ホーム（ユニット型）・認知症高齢者グループホームの3種類の施設により、介護職員の職務内容（日勤や夜勤で対応しなければならない入所者の人数、夜勤の勤務時間、年間休日数など）が異なるためです。

2. キャリアパス要件Ⅱについて

介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、職員の資質向上のために、具体的な計画を策定し、研修を実施しています。

- ① 資質向上のための計画に沿って、施設内で研修や技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行っています。
 - ・委員会委員や看護師の指導のもと、食事介助方法や移乗介助、排泄介助、嘔吐物の処理等の手順や注意点を学び、指導担当者により実践の確認と評価を行っています。
 - ・毎月、職員の資質向上のため研修を実施しています（食中毒研修、緊急対応研修、排泄研修、事故防止研修、アンガーマネジメント研修、ノロ・インフルエンザ・コロナ研修、AED心肺蘇生研修、虐待防止研修、身体拘束廃止研修）。
- ② 資格取得のための支援の実施
 - ・シフトの調整（試験日前後の日程調整）・情報提供（講習・研修の参加促し）を行っています。
 - ・初任者研修・実務者研修については、取得可能なアカデミーを案内しサポートしています。
 - ・介護福祉士受験については、過去問題や不安項目について個別レクチャーや勉強会を実施しています。

3. キャリアパス要件Ⅲについて

- ① 介護職員について4月の定期昇給において経験に応じて昇給する仕組みを設けており、基本給と固定の手当合わせて最低でも500円以上昇給しています。
- ② 次の資格の保持者に対して毎月、資格手当を支給しています。年度途中でも資格を取得した翌月から支給を開始しています。

所定の勤務時間の少ない非常勤職員には資格手当の金額を減額して支給しています。
また、資格手当の対象は一人1資格としています。

ヘルパー2級、介護職員初任者研修修了者 5,500円

介護福祉士	10,000 円
社会福祉主事任用	10,000 円
社会福祉士	12,000 円

4. 職場環境等要件について

令和 6 年度に実施するものは次のとおりです。

- ・入職促進に向けた取組
 - 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・両立支援・多様な働き方の推進
 - 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・腰痛を含む心身の健康管理
 - 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ・生産性向上のための業務改善の取組
 - タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・やりがい・働きがいの醸成
 - ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

5. 処遇改善加算等の実績と計画について

イ 令和 5 年度実績報告

介護職員処遇改善加算による賃金改善実施額	58,421,473 円
介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善実施額	17,035,553 円
介護職員等ベースアップ等支援加算による賃金改善実施額	11,614,554 円
合計	87,071,480 円

※賃金改善実施額は、国の制度に従い平成 23 年度の賃金水準（基本給・諸手当・賞与）から改善されている金額です。

※国から支給される加算から、国の指針に従い、社会保険料の法人負担額（令和 4 年

度の実績で 13.88%) を差し引いた金額が現実に支給されています。

ロ 令和 6 年度計画

4・5 月分

介護職員処遇改善加算による賃金改善予定額 9,873,736 円

介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善予定額 2,855,300 円

介護職員等ベースアップ等支援加算による処遇改善 1,923,042 円

6 月分以降

介護職員等処遇改善加算 81,727,300 円

合計 96,379,378 円

※令和 5 年度と比べた増加分 (9,307,898 円) は、4 月勤務分からの月額給与 7,500 円一律特別昇給と資格手当の増額により実施しています。

以上